

# 社会福祉法人リンク 行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 2024年9月1日～2028年10月31日までの4年間

2. 内容

目標1：男性職員の育児休業取得を促進し、計画期間終了までに1名以上の取得を目指す。

<対策>

- 2024年9月～ 社員への周知、該当者への説明など

目標2：育児短時間勤務の対象者の範囲を3歳までから小学校6年生修了までに拡充を図る。

<対策>

- 2024年9月 ～ 検討開始
- 2024年11月 ～ 理事会へ上程、社員への周知
- 2025年1月 ～ 運用開始

目標3：年次有給休暇の時間単位での取得（年に5日）ができるように就業規則の変更を行う。

<対策>

- 2024年9月 ～ 検討開始
- 2024年11月 ～ 理事会へ上程、社員への周知
- 2025年3月 ～ 労使協定締結
- 2025年4月 ～ 運用開始